

自動車運転代行業の利用料金等に関する実態調査の集計結果

1. 調査実施概要

- ①調査期間 : 令和元年7月～令和2年2月
- ②選定業者 : 各県において設定した地域毎に、事業規模を踏まえ 20%を目安に選定。
 - ・事業規模は随伴車両数を基準として4つに分類。
1～2 両＝小規模① 3～4 両＝小規模② 5～9 両＝中規模 10 両～＝大規模
- ③調査項目 : 別紙調査表のとおり。
- ④回答業者数等 : 1,881 者(各県において設定した計106の地域毎に回答(別添1))
 - ・H30 末全業者 8,637 者の 21.8%に相当。
 - ・北海道、京都府、福岡県は回答なし。

2. 結果概要

距離制料金について以下の通り分析。なお、時間制料金及び定額料金については、サンプル数が少なく、特段分析は行っていないため、添付されている時間制料金、定額料金の集計結果を参照されたい。

【距離制料金】

- ① 設定状況の検証等を行うため、各県における調査地域毎・調査業者規模毎に以下を算出。(別添2～別添10にて各ブロック毎に掲載)
 - ・初料金のキロ当たり平均額(A)
 - ・初料金の平均(設定)距離(B)
 - ・初料金平均額(C)
 - ・加算料金のキロ当たり平均額(D)
 - ・キロ当たり初料金及び加算料金の最低額～最高額の幅、加算料金の平均(設定)距離
 - ・A～Dを用いて、発地から着地の距離が10kmの場合の料金を例示的に算出(E)

② 主な傾向

《初料金について》

○キロ当たり平均額(A)及び平均距離(B)にはバラツキがあり、地域・業者規模別に顕著な傾向は見受けられない。

○約5割の地域において小規模業者の初料金平均額(C)が低い。

(全105地域のうち、調査業者が小規模業者のみの地域及び平均額が同一の地域を除く84地域中、42の地域において小規模業者の初料金平均額が低い。)

(一方で、小規模業者だからと言って、必ずしも料金が低いとは限らない。)

《加算料金について》

○キロ当たり平均額(D)は、地域・業者規模にかかわらず、200 円台を設定している業者が7割近くを占める。

○平均距離は、地域・業者規模にかかわらず、1km前後を設定している業者が多く見受けられる。

《算出例の料金について》

○約5割の地域において、小規模業者の料金(E)が低い。

(全105地域のうち、調査業者が小規模業者のみの地域及び平均額が同一の地域を除く84地域中、43の地域において小規模業者の算出例の料金が低い。)

(一方で、小規模業者だからと言って、必ずしも料金が低いとは限らない。)

○最高額と最低額の格差が大きい地域も見受けられるものの、約7割の地域では、格差は20%未満に収まっている。

(全105地域のうち、調査業者が小規模業者のみの地域及び平均額が同一の地域を除く84地域中、58の地域では格差が20%未満。)

3. 実態調査結果の活用について

この実態調査結果は、地域によっては調査業者数や規模に多寡・偏りがあるほか、各種割引制度等がまんべんなく回答されているか不明な点も多いものの、各業者が定めて営業所内に掲示している料金額であることから、傾向として大きく誤ったものではないことを踏まえ、以下の例のように活用されたい。

○ 法令遵守状況の確認に向けた活用

個々の業者において設定されている料金が、当該業者が存する地域、あるいはこの地域と比較的似たような地域性がある地域における業者規模別の平均料金と比較して、著しく乖離していないかどうかを確認する。

著しく下方に乖離する料金が設定されている場合には、営業を行うにあたって必要なコストが確保できておらず、自動車運転代行業法に定める措置が講じられていないおそれもあることから、当該料金を設定されている業者に対して、臨店検査又は呼出検査などの手法を用いて法令遵守状況を確認する。

○ 最低利用料金設定の検討のための活用

以上の確認等を行う中で、同一地域内において、自動車運転代行業法に定める措置を講じず、過度な低料金を設定するなどの不適切な運営を行う業者が多く存在する状況が認められる場合には、交通の安全及び利用者の保護の観点から、適宜、最低利用料金の必要性について検討を開始する。

以上のほか、別添の集計データについて、さらにクロス集計等を行うこと等により、各県各地域の特性の分析等に活用されたい。